



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
令和6年12月20日(金)
14:30 解禁

【照会先】
熊本労働局 職業安定部 職業対策課
課長 宮村 竜一
障害者雇用担当官 小幡 秀樹
(電話) 096-211-1704

報道関係者 各位

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

熊本労働局(局長 金成 真一)では、このほど、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率。民間企業の場合は2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%)

- 雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新。
 - ・ 雇用障害者数は5,261.5人、
対前年差254.5人増加、対前年比5.1%増加
 - ・ 実雇用率は2.59%、対前年比0.07ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は53.1%、対前年比6.3ポイント低下

<公的機関> (同2.8% (2.6%)、都道府県などの教育委員会は2.7% (2.5%))

- 県の機関、市町村の機関の雇用障害者数、実雇用率とも対前年で上回る。教育委員会については、雇用障害者数、実雇用率とも対前年で下回る。

※ () は前年の値

- ・ 県の機関：雇用障害者数171.0人(168.0人)、実雇用率3.15% (3.13%)
- ・ 市町村の機関：雇用障害者数557.5人(537.5人)、実雇用率2.60% (2.56%)
- ・ 教育委員会：法定雇用率2.7%が適用される熊本県・熊本市
雇用障害者数364.5人(376.5人)、実雇用率2.70% (2.79%)

<独立行政法人など> (同2.8% (2.6%))

- 雇用障害者数、実雇用率とも対前年で上回る。※ () は前年の値
 - ・ 雇用障害者数97.0人(87.0人)、実雇用率2.98% (2.68%)

【熊本労働局の対応】

このような状況を踏まえ、熊本労働局においては、法定雇用率未達成の公的機関及び民間企業に対して、次のとおり指導の一層の強化を図ることとします。

◎ 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用率を達成すべき立場にあることから、未達成の機関は、障害者採用計画通報書を作成することとされており、当該採用計画の着実な推進を図るためのヒアリング実施、労働局幹部職員による機関のトップに対する指導等を行います。

◎ 民間企業に対する法定雇用率達成に向けた指導の強化を図っており、指導基準に基づき、当該企業を管轄する公共職業安定所長から障害者雇入れ計画の作成を命じました。

当該雇入れ計画の着実な推進及び効果的な達成を図るため、不足数の多い企業に対しては、労働局幹部職員による指導等を実施します。

特に、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）及び障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）を重点指導対象とし、トライアル雇用等、各種助成金制度・雇用支援策の活用等による障害者雇用の促進を図ります。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（常用労働者数40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は5,261.5人で、前年より254.5人増加（対前年比5.1%増）し、過去最高を更新した。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は2,802.0人（対前年比2.2%増）、知的障害者は1,386.0人（同7.2%増）、精神障害者は1,073.5人（同10.4%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.59%（前年は2.52%）、法定雇用率達成企業の割合は53.1%（同59.4%）であった。

【総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満企業では76.5人であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満規模企業で1,249.5人（前年は1,265.0人）、100～300人未満で2,021.0人（同1,954人）、300～500人未満で831.0人（同752.0人）、500～1,000人未満で562.0人（同598.5人）、1,000人以上で521.5人（同437.5人）と、43.5～100人未満規模企業、500～1,000人未満規模企業以外の企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では2.72%であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満で2.65%（前年は2.75%）、100～300人未満で2.84%（同2.72%）、300～500人未満で2.57%（同2.42%）、500～1,000人未満で2.29%（同2.18%）、1,000人以上で2.10%（同1.98%）と、43.5～100人未満規模企業以外の企業規模で前年より増加した。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合については、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では33.8%であった。また、従来から報告対象であった企業規模で見ると、43.5～100人未満が52.2%（前年は56.2%）、100～300人未満が59.7%（同65.9%）、300～500人未満が49.0%（同58.5%）、500～1,000人未満が43.9%（同51.1%）、1,000人以上が16.7%（同20.0%）となり、全ての企業規模で前年より低下した。

※昨年比で法定雇用率が0.2ポイント上がっていることの影響による低下を含む。

【グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)】

○ 産業別の状況

- ・ 産業別における雇用されている障害者の数は、「医療・福祉」の1,872.0人（前年

比102.5人増加)が最も多く、「製造業」の1,176.0人(前年比43.5人増加)、「卸売業、小売業」600.5人(前年比5.5人増加)と続いている。

- ・ 実雇用率については、「生活関連サービス業、娯楽業」(3.72%)、「医療・福祉」(3.35%)、「運輸業・郵便業」(3.04%)、「サービス業」(2.72%)において民間企業全体の2.59%を上回っている。

【グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は687社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、483社と70.3%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、403社と未達成企業に占める割合は、58.7%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

熊本県の機関に在職している障害者の数は171.0人で、前年より1.8%、3.0人増加しており、実雇用率は3.15%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。
5機関全て達成。

【総括表2(1)、詳細表2(2)・4(2)・(3)】

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

市町村の機関に在職している障害者の数は557.5人で、前年より3.7%、20.0人増加しており、実雇用率は2.60%と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。
64機関中39機関が達成(現時点において、未達成であった9機関も達成済みとなっている)。

【総括表2(2)、詳細表2(3)、4(2)・(3)】

(3) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会

法定雇用率2.7%が適用される教育委員会に在職している障害者の数は364.5人で、前年より3.2%、12.0人減少しており、実雇用率は2.70%と、前年に比べ0.09ポイント低下した。
2機関中1機関が達成。

【総括表2(3)、詳細表2(4)、4(4)】

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率2.8%)に雇用されている障害者の数は97.0人で、前年より11.5%、10.0人増加しており、実雇用率は2.98%と、前年に比べ0.30ポイント上昇した。
3法人のうち2法人が達成(現時点において、未達成であった1法人も達成済みとなっている)。

【総括表3・詳細表3、4(5)】

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	202,886.5 人	5,261.5 人	2.59 %	779 / 1,466	53.1 %
	(198,318.5 人)	(5,007.0 人)	(2.52 %)	(812 / 1,366)	(59.4 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 熊本県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
熊本県の機関	5,421.5 人	171.0 人	3.15 %	5 / 5	100.0 %
	(5,360.5 人)	(168.0 人)	(3.13 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 市町村(教育委員会含む)の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	21,448.0 人	557.5 人	2.60 %	39 / 64	60.9 %
	(20,986.5 人)	(537.5 人)	(2.56 %)	(48 / 63)	(76.2 %)

(3) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
法定雇用率2.7%の機関	13,483.5 人	364.5 人	2.70 %	1 / 2	50.0 %
	(13,487.0 人)	(376.5 人)	(2.79 %)	(2 / 2)	(100.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

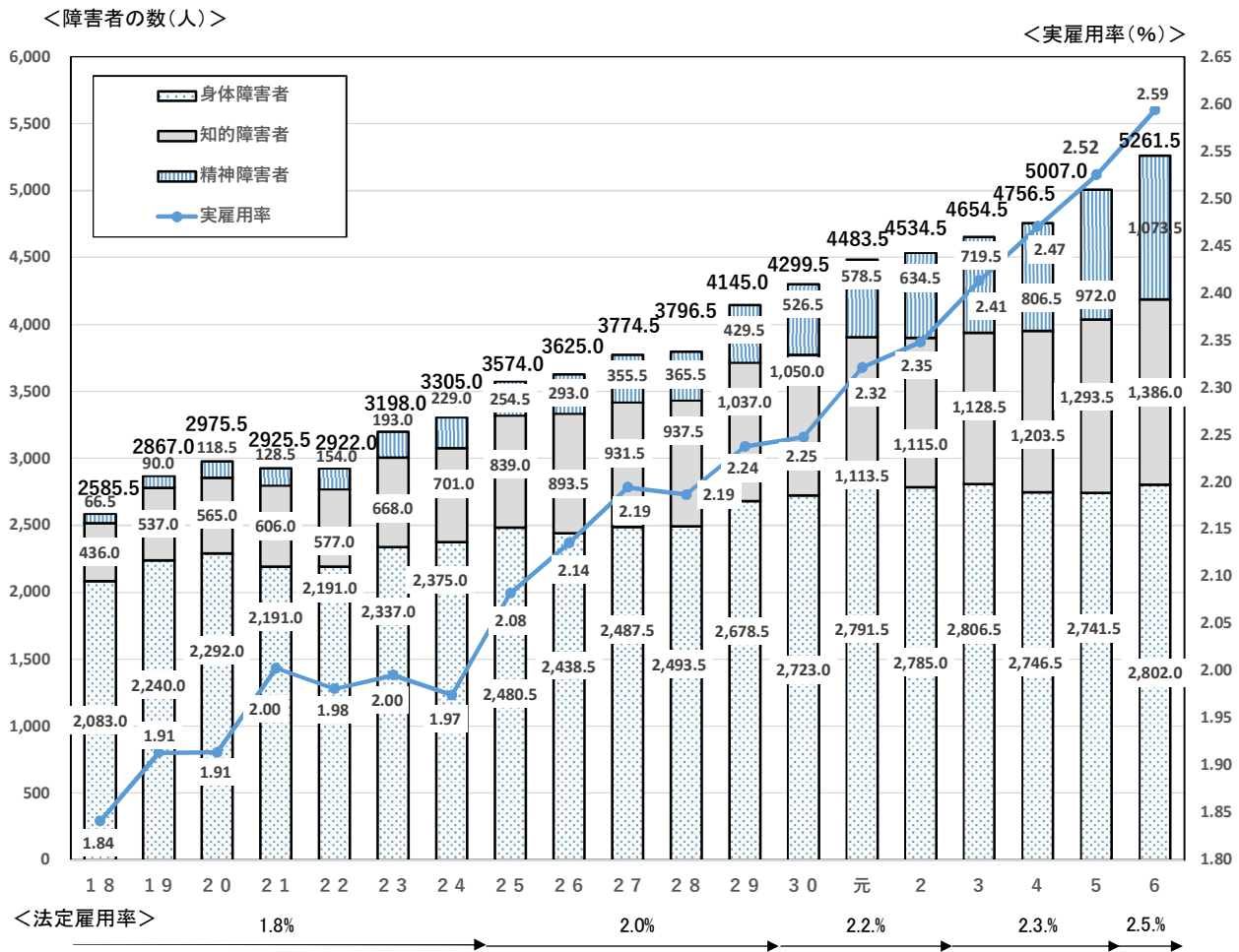
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
独立行政法人等	3,253.5 人	97.0 人	2.98 %	2 / 3	66.7 %
	(3,242.0 人)	(87.0 人)	(2.68 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～平成22年
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成23年～令和5年
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 - 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

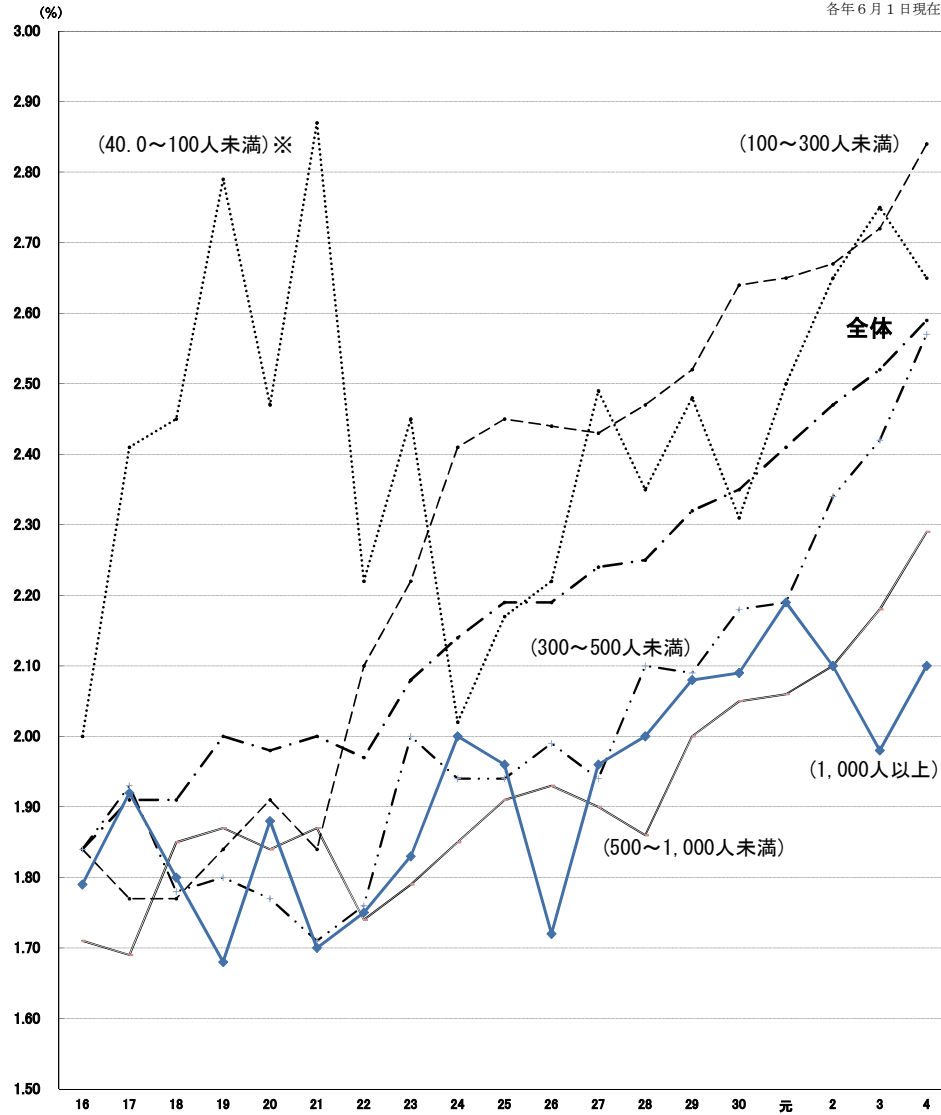
令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

- 令和6年以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
 - 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 - 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率

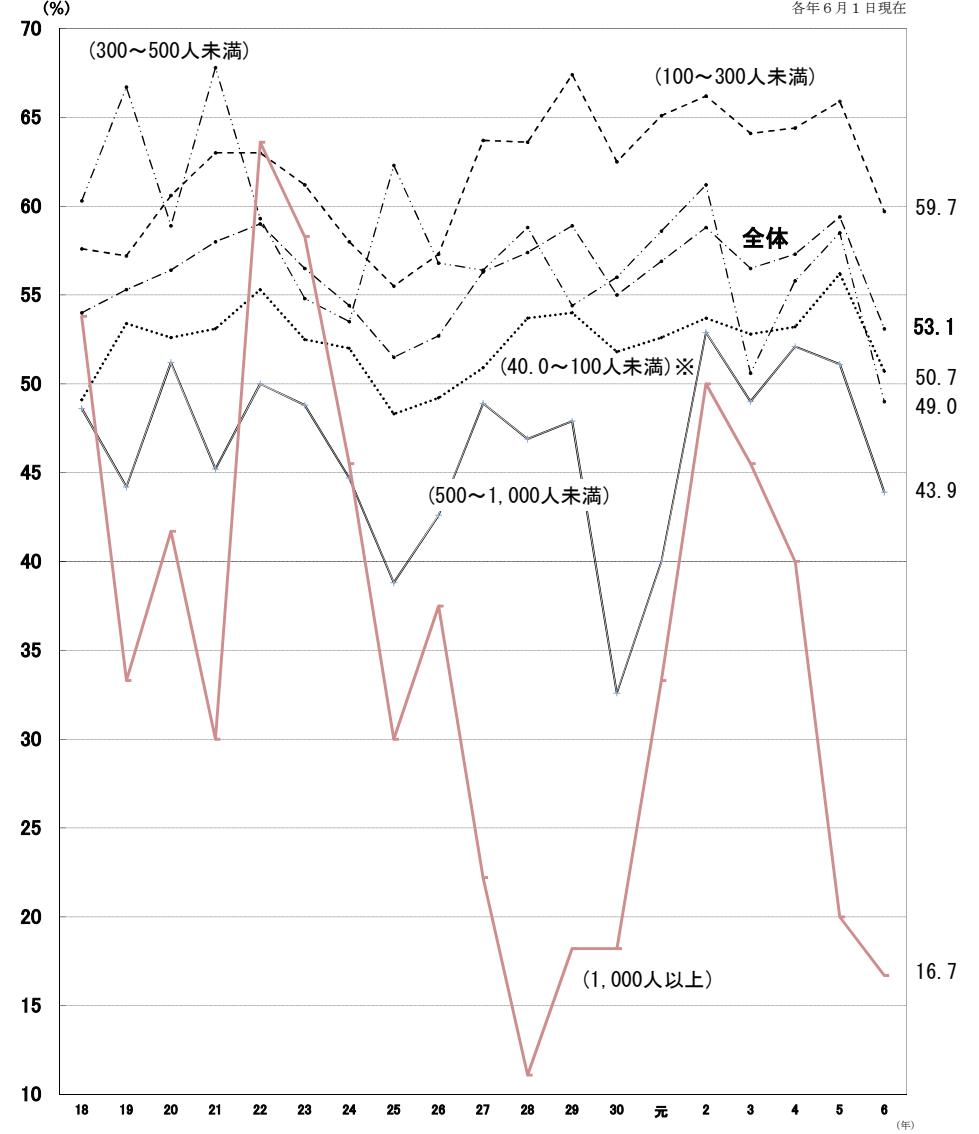
各年6月1日現在



※24年までは56~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年から2年までは45.5~100人未満
 ※3年から5年までは43.5~100人未満
 ※6年からは40~100人未満

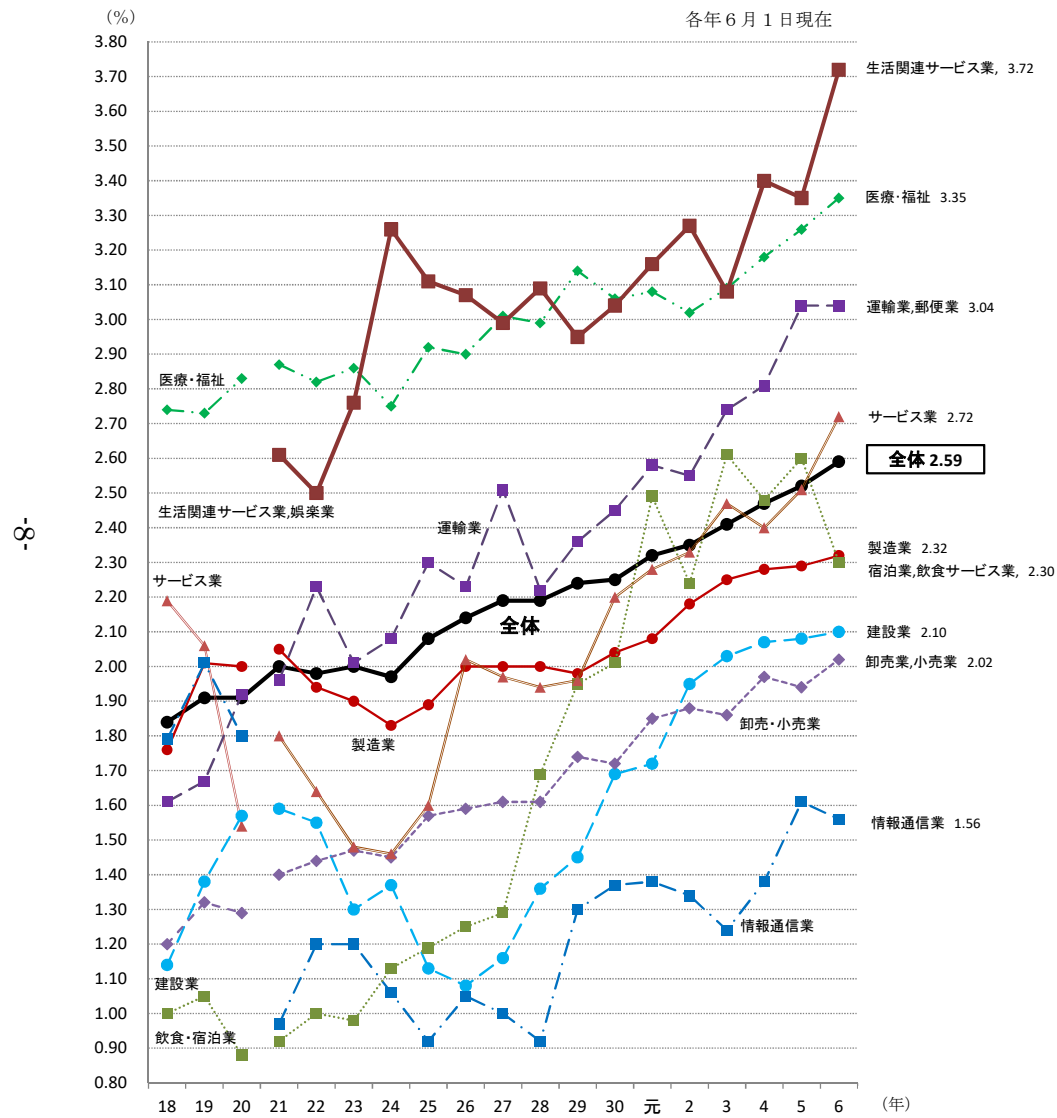
(3) 企業規模別達成企業割合

各年6月1日現在

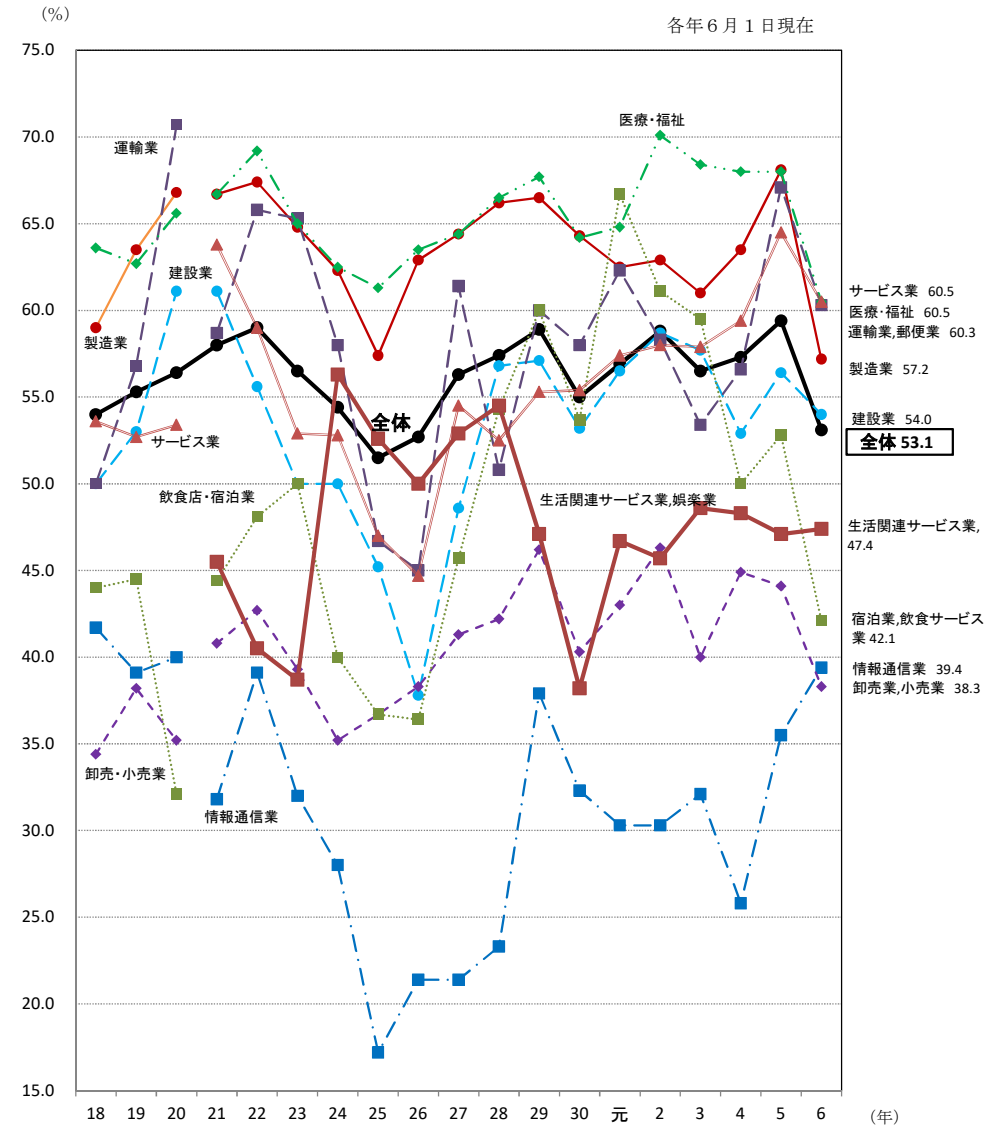


※24年までは56~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年から2年までは45.5~100人未満
 ※3年から5年までは43.5~100人未満
 ※6年からは40~100人未満

(4)産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、全国の企業数が3,000社に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、複合サービス事業は除いている。
 加えて、熊本県での企業数が30社に満たない学術研究、専門・技術サービス業も除いている。
 2 平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.5%
 - (40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.8%
 - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.8%
- (36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.7%
- (37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

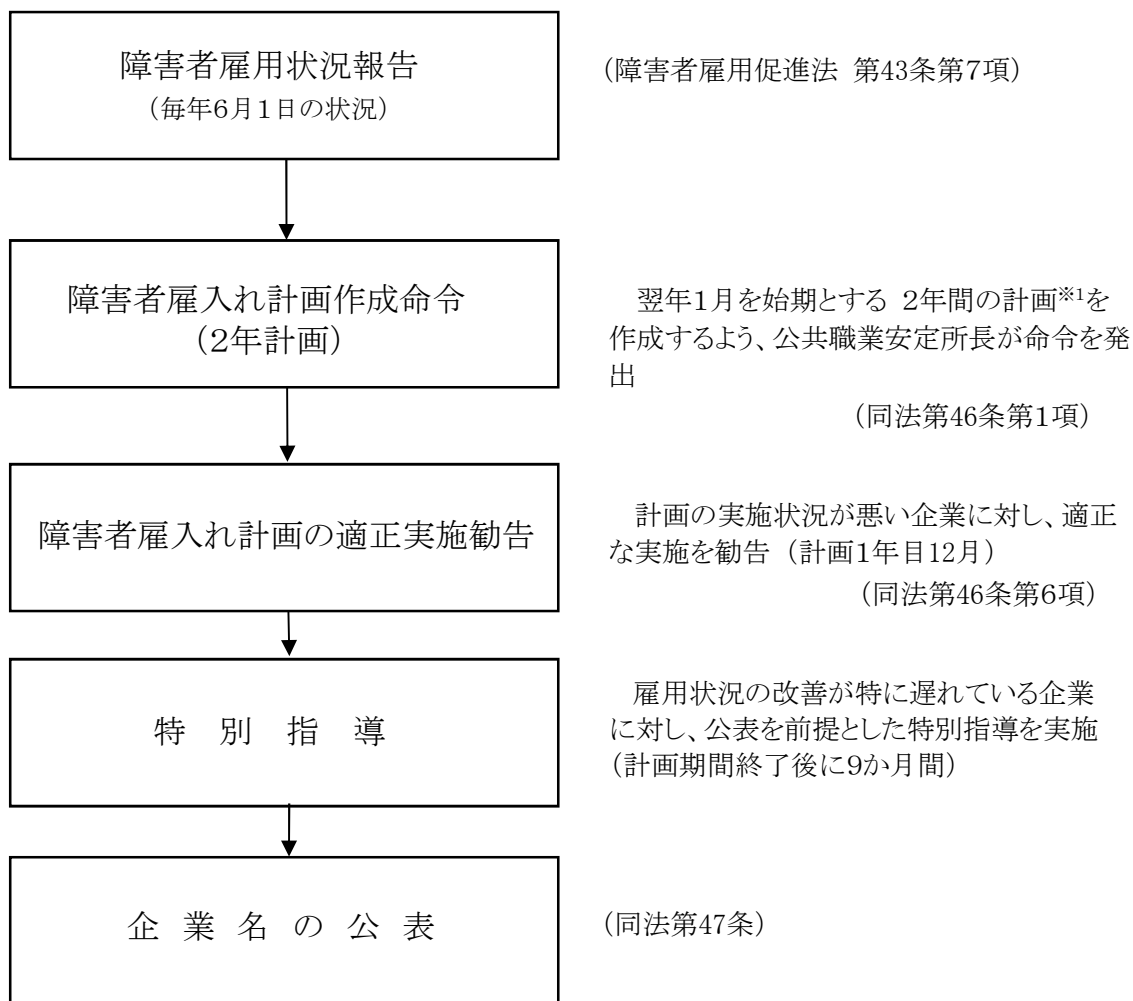
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和5年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 9社
 - 障害者雇入れ計画を実施中の企業 12社(令和5年度)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
民間企業	企業 1,466 (1,366)	人 202,886.5 (198,318.5)	人 835 (825)	人 474 (442)	人 2,802 (2,672)	人 542 (486)	人 89 (-)	人 5,261.5 (5,007.0)	人 579.5 (539.5)	% 2.59 (2.52)	企業 779 (812)	% 53.1 (59.4)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
民間企業	人 5,261.5 (5,007.0)	人 741 (727)	人 128 (135)	人 1,087 (1,068)	人 177 (169)	人 33 (-)	人 2,802.0 (2,741.5)	人 210.0 (202.0)	人 94 (98)	人 50 (54)	人 964 (885)	人 365 (317)	人 3 (-)	人 1,386.0 (1,293.5)	人 169.0 (151.5)	人 751 (719)	人 296 (253)	人 53 (-)	人 1,073.5 (972.0)	人 200.5 (186.0)

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
規模計	1,466 (1,366)	202,886.5 (198,318.5)	835 (825)	474 (442)	2,802 (2,672)	542 (486)	89 (-)	5,261.5 (5,007.0)	579.5 (539.5)	2.59% (2.52%)	779 (812)	53.1% (59.4%)
40.0～100人未満	826 (724)	50,041.0 (45,996.5)	177 (165)	147 (153)	700 (676)	242 (212)	8 (-)	1,326.0 (1,265.0)	130.0 (125.0)	2.65% (2.75%)	419 (407)	50.7% (56.2%)
100～300人未満	491 (493)	71,278.5 (71,734.0)	302 (314)	188 (153)	1,110 (1,088)	190 (170)	48 (-)	2,021.0 (1,954.0)	218.0 (181.5)	2.84% (2.72%)	293 (325)	59.7% (65.9%)
300～500人未満	96 (94)	32,288.5 (31,072.5)	155 (146)	66 (59)	416 (379)	60 (44)	18 (-)	831.0 (752.0)	101.0 (104.0)	2.57% (2.42%)	47 (55)	49.0% (58.5%)
500～1,000人未満	41 (45)	24,491.0 (27,434.5)	92 (96)	48 (63)	303 (315)	44 (57)	10 (-)	562.0 (598.5)	61.0 (88.0)	2.29% (2.18%)	18 (23)	43.9% (51.1%)
1,000人以上	12 (10)	24,787.5 (22,081.0)	109 (104)	25 (14)	273 (214)	6 (3)	5 (-)	521.5 (437.5)	69.5 (41.0)	2.10% (1.98%)	2 (2)	16.7% (20.0%)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
規模計	5,261.5 (5,007.0)	741 (727)	128 (135)	1,087 (1,068)	177 (169)	33 (-)	2,802.0 (2,741.5)	210.0 (202.0)	94 (98)	50 (54)	964 (885)	365 (317)	3 (-)	1,386.0 (1,293.5)	169.0 (151.5)	751 (719)	296 (253)	53 (-)	1,073.5 (972.0)	200.5 (186.0)
40.0～100人未満	1,326.0 (1,265.0)	163 (147)	26 (37)	268 (254)	48 (49)	4 (-)	646.0 (609.5)	-	14 (18)	20 (20)	235 (210)	194 (163)	0 (-)	380.0 (347.5)	-	197 (212)	101 (96)	4 (-)	300.0 (308.0)	-
100～300人未満	2,021.0 (1,954.0)	249 (256)	55 (53)	389 (398)	70 (62)	18 (-)	986.0 (994.0)	-	53 (58)	18 (22)	447 (430)	120 (108)	2 (-)	632.0 (622.0)	-	274 (260)	115 (78)	28 (-)	403.0 (338.0)	-
300～500人未満	831.0 (752.0)	150 (144)	20 (18)	182 (175)	33 (26)	7 (-)	522.0 (494.0)	-	5 (2)	6 (4)	136 (113)	27 (18)	1 (-)	166.0 (130.0)	-	98 (91)	40 (37)	10 (-)	143.0 (128.0)	-
500～1,000人未満	562.0 (598.5)	78 (83)	19 (22)	120 (130)	22 (29)	3 (-)	307.5 (332.5)	-	14 (13)	6 (8)	104 (100)	22 (28)	0 (-)	149.0 (148.0)	-	79 (85)	23 (33)	7 (-)	105.5 (118.0)	-
1,000人以上	521.5 (437.5)	101 (97)	8 (5)	128 (111)	4 (3)	1 (-)	340.5 (311.5)	-	8 (7)	0 (0)	42 (32)	2 (0)	0 (-)	59.0 (46.0)	-	103 (71)	17 (9)	4 (-)	122.0 (80.0)	-

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
産業計	企業 1,466 (1,366)	人 202,886.5 (198,318.5)	人 835 (825)	人 474 (442)	人 2,802 (2,672)	人 542 (486)	人 89 (-)	人 5,261.5 (5,007.0)	人 579.5 (539.5)	% 2.59 (2.52)	企業 779 (812)	% 53.1 (59.4)
農、林、漁業	企業 12 (10)	人 871.0 (718.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 15 (11)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 17.0 (13.0)	人 2.0 (1.0)	% 1.95 (1.81)	企業 10 (8)	% 83.3 (80.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
建設業	63 (55)	5,802.0 (5,581.0)	33 (30)	0 (1)	56 (55)	0 (0)	0 (-)	122.0 (116.0)	6.0 (4.0)	2.10 (2.08)	34 (31)	54.0 (56.4)
製造業	276 (263)	50,752.5 (49,348.0)	218 (218)	42 (41)	685 (644)	21 (23)	5 (-)	1,176.0 (1,132.5)	120.0 (120.0)	2.32 (2.29)	158 (179)	57.2 (68.1)
電気・ガス・熱 供給・水道業	1 (1)	49.5 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	33 (31)	4,414.5 (4,061.5)	17 (17)	0 (-)	34 (30)	2 (3)	0 (-)	69.0 (65.5)	6.0 (8.0)	1.56 (1.61)	13 (11)	39.4 (35.5)
運輸業、郵便業	78 (76)	8,446.5 (8,284.0)	42 (37)	10 (16)	158 (154)	10 (15)	0 (-)	257.0 (251.5)	20.0 (20.5)	3.04 (3.04)	47 (51)	60.3 (67.1)
卸売業、小売業	206 (195)	29,672.0 (30,614.5)	89 (85)	56 (67)	327 (313)	69 (90)	10 (-)	600.5 (595.0)	58.0 (51.0)	2.02 (1.94)	79 (86)	38.3 (44.1)
金融業、保険業	13 (13)	4,222.5 (4,208.5)	21 (21)	3 (2)	47 (43)	0 (0)	1 (-)	92.5 (87.0)	14.5 (14.0)	2.19 (2.07)	5 (6)	38.5 (46.2)
不動産業、 物品賃貸業	27 (25)	2,730.5 (2,308.0)	13 (10)	4 (2)	23 (21)	5 (1)	0 (-)	55.5 (43.5)	13.0 (10.5)	2.03 (1.88)	12 (10)	44.4 (40.0)
学術研究、専 門・技術サービ ス業	24 (19)	1,860.0 (1,570.0)	6 (4)	1 (1)	9 (8)	1 (0)	0 (-)	22.5 (17.0)	4.5 (0.0)	1.21 (1.08)	9 (7)	37.5 (36.8)
宿泊業、飲食 サービス業	38 (36)	4,016.0 (4,119.5)	13 (16)	8 (15)	51 (53)	7 (14)	8 (-)	92.5 (107.0)	16.0 (21.0)	2.30 (2.60)	16 (19)	42.1 (52.8)
生活関連サー ビス業、娯楽業	38 (34)	4,978.0 (5,162.5)	27 (27)	8 (11)	115 (103)	13 (10)	3 (-)	185.0 (173.0)	20.5 (11.0)	3.72 (3.35)	18 (16)	47.4 (47.1)
教育、学習支援業	44 (38)	4,067.5 (3,777.0)	14 (18)	1 (1)	24 (23)	4 (0)	0 (-)	55.0 (60.0)	3.5 (2.0)	1.35 (1.59)	16 (16)	36.4 (42.1)
医療、福祉	471 (435)	55,827.0 (54,310.0)	257 (264)	283 (228)	880 (872)	349 (283)	41 (-)	1,872.0 (1,769.5)	190.0 (186.0)	3.35 (3.26)	285 (296)	60.5 (68.0)
複合サービス事業	28 (28)	7,473.5 (7,643.5)	27 (25)	4 (-)	103 (107)	4 (6)	0 (-)	163.0 (160.0)	11.5 (18.0)	2.18 (2.09)	8 (7)	28.6 (25.0)
サービス業	114 (107)	17,703.5 (16,562.5)	57 (52)	54 (57)	275 (235)	57 (41)	21 (-)	482.0 (416.5)	94.0 (72.5)	2.72 (2.51)	69 (69)	60.5 (64.5)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数					
	人	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	人	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	人	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)
産業計	5,261.5 (5,007.0)	741 (727)	128 (135)	1,087 (1,068)	177 (169)	33 (-)	2,802.0 (2,741.5)	210.0 (202.0)	94 (98)	50 (54)	964 (885)	365 (317)	3 (-)	1,386.0 (1,293.5)	169.0 (151.5)	751 (719)	296 (253)	53 (-)	1,073.5 (972.0)	200.5 (186.0)	
農、林、漁業	17.0 (13.0)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	0 (-)	8.0 (6.0)		0 (0)	0 (0)	8 (4)	0 (0)	0 (-)	8.0 (4.0)		1 (3)	0 (0)	0 (-)	1.0 (3.0)		
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		
建設業	122.0 (116.0)	33 (30)	0 (1)	29 (30)	0 (0)	0 (-)	95.0 (91.0)		0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (-)	5.0 (5.0)		22 (20)	0 (0)	0 (-)	22.0 (20.0)		
製造業	1,176.0 (1,132.5)	209 (210)	14 (14)	269 (268)	8 (10)	2 (-)	706.0 (707.0)		9 (8)	1 (1)	231 (205)	13 (13)	0 (-)	256.5 (228.5)		185 (171)	27 (26)	3 (-)	213.5 (197.0)		
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		
情報通信業	69.0 (65.5)	16 (16)	0 (0)	12 (9)	2 (3)	0 (-)	45.0 (42.5)		1 (1)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	0 (-)	8.0 (9.0)		16 (14)	0 (0)	0 (-)	16.0 (14.0)		
運輸業、郵便業	257.0 (251.5)	41 (36)	3 (9)	77 (71)	3 (5)	0 (-)	163.5 (154.5)		1 (1)	1 (1)	55 (51)	7 (10)	0 (-)	61.5 (59.0)		26 (32)	6 (6)	0 (-)	32.0 (38.0)		
卸売業、小売業	600.5 (595.0)	72 (72)	25 (25)	119 (114)	34 (42)	6 (-)	308.0 (304.0)		17 (13)	3 (6)	139 (139)	35 (48)	0 (-)	193.5 (195.0)		69 (60)	28 (36)	4 (-)	99.0 (96.0)		
金融業、保険業	92.5 (87.0)	21 (21)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	0 (-)	69.0 (69.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)		20 (16)	3 (2)	1 (-)	23.5 (18.0)		
不動産業、物品賃貸業	55.5 (43.5)	13 (10)	0 (1)	10 (11)	3 (1)	0 (-)	37.5 (32.5)		0 (0)	0 (0)	6 (4)	2 (0)	0 (-)	7.0 (4.0)		7 (6)	4 (1)	0 (-)	11.0 (7.0)		
学術研究、専門・技術サービス業	22.5 (17.0)	6 (4)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (-)	18.0 (14.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (-)	0.5 (0.0)		3 (2)	1 (1)	0 (-)	4.0 (3.0)		
宿泊業、飲食サービス業	92.5 (107.0)	8 (8)	1 (3)	20 (25)	1 (5)	3 (-)	39.0 (46.5)		5 (8)	1 (4)	27 (23)	6 (9)	0 (-)	41.0 (47.5)		4 (5)	6 (8)	5 (-)	12.5 (13.0)		
生活関連サービス業、娯楽業	185.0 (173.0)	20 (20)	2 (2)	20 (20)	5 (3)	3 (-)	66.0 (63.5)		7 (7)	4 (5)	72 (67)	8 (8)	0 (-)	94.0 (89.5)		23 (16)	2 (4)	0 (-)	25.0 (20.0)		
教育・学習支援業	55.0 (60.0)	14 (15)	1 (1)	17 (19)	3 (0)	0 (-)	47.5 (50.0)		0 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (-)	1.5 (7.0)		6 (3)	0 (0)	0 (-)	6.0 (3.0)		
医療、福祉	1,872.0 (1,769.5)	205 (209)	60 (55)	328 (333)	80 (68)	15 (-)	945.5 (840.0)		52 (55)	37 (32)	321 (312)	269 (215)	3 (-)	598.0 (561.5)		231 (227)	186 (141)	23 (-)	428.5 (368.0)		
複合サービス事業	163.0 (160.0)	27 (25)	2 (0)	33 (36)	2 (4)	0 (-)	90.0 (88.0)		0 (0)	0 (0)	17 (13)	2 (2)	0 (-)	18.0 (14.0)		53 (58)	2 (0)	0 (-)	55.0 (58.0)		
サービス業	482.0 (416.5)	55 (50)	20 (24)	114 (95)	36 (28)	4 (-)	264.0 (233.0)		2 (2)	3 (5)	76 (54)	21 (13)	0 (-)	93.5 (69.5)		85 (86)	31 (28)	17 (-)	124.5 (114.0)		

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精 神障害者である 短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者であ る短時間労働者 (注3)(注5)	E. 重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者である特定 短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用 分(注4)			
製造業計	企業 276 (263)	人 50,752.5 (49,348.0)	人 218 (218)	人 42 (41)	人 685 (644)	人 21 (23)	人 5 (-)	人 1,176.0 (1,132.5)	人 120.0 (120.0)	% 2.32 (2.29)	企業 158 (179)	% 57.2 (68.1)
食料品・たばこ	企業 70 (66)	人 8,468.5 (8,145.0)	人 30 (26)	人 13 (16)	人 148 (137)	人 14 (16)	人 1 (-)	人 228.5 (213.0)	人 18.5 (19.5)	% 2.70 (2.62)	企業 43 (46)	% 61.4 (69.7)
繊維・衣服	9 (10)	957.5 (1,078.5)	6 (6)	0 (1)	15 (17)	1 (1)	1 (-)	28.0 (30.5)	5.0 (4.0)	2.92 (2.83)	7 (8)	77.8 (80.0)
木材・家具	13 (13)	968.0 (1,017.5)	1 (2)	3 (2)	10 (15)	0 (0)	0 (-)	15.0 (21.0)	2.0 (6.0)	1.55 (2.06)	7 (7)	53.8 (53.8)
パルプ・紙・印刷	15 (15)	1,007.5 (1,269.5)	4 (6)	1 (1)	7 (13)	0 (0)	0 (-)	16.0 (26.0)	3.0 (0.0)	1.59 (2.05)	6 (9)	40.0 (60.0)
化学工業	25 (22)	4,665.5 (4,461.5)	16 (19)	2 (1)	74 (66)	0 (0)	1 (-)	108.5 (105.0)	9.0 (13.0)	2.33 (2.35)	15 (14)	60.0 (63.6)
窯業・土石	14 (12)	1,886.5 (1,668.5)	1 (1)	1 (1)	31 (30)	0 (0)	0 (-)	34.0 (33.0)	6.0 (5.0)	1.80 (1.98)	5 (7)	35.7 (58.3)
鉄鋼	1 (1)	43.5 (44.5)	0 (-)	0 (-)	2 (2)	0 (0)	0 (-)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)	4.60 (4.49)	1 (1)	100.0 (100.0)
非鉄金属	2 (2)	752.5 (776.0)	4 (4)	0 (-)	7 (7)	0 (0)	0 (-)	15.0 (15.0)	1.0 (0.0)	1.99 (1.93)	0 (-)	0.0 (0.0)
金属製品	27 (26)	3,036.5 (3,019.0)	15 (17)	1 (3)	41 (37)	0 (0)	0 (-)	72.0 (74.0)	3.0 (5.0)	2.37 (2.45)	13 (19)	48.1 (73.1)
電気機械	22 (25)	12,265.0 (12,088.0)	58 (54)	7 (3)	138 (127)	1 (3)	1 (-)	262.0 (239.5)	27.0 (29.5)	2.14 (1.98)	15 (17)	68.2 (68.0)
その他機械	52 (46)	10,937.0 (10,341.5)	62 (63)	9 (5)	128 (124)	3 (1)	1 (-)	263.0 (255.5)	31.5 (25.0)	2.40 (2.47)	30 (35)	57.7 (76.1)
その他	26 (25)	5,764.5 (5,438.5)	21 (20)	5 (8)	84 (69)	2 (2)	0 (-)	132.0 (118.0)	14.0 (13.0)	2.29 (2.17)	16 (16)	61.5 (64.0)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)		
製造業計	人 1,176.0 (1,132.5)	人 209 (210)	人 14 (14)	人 269 (268)	人 8 (10)	人 2 (-)	人 706.0 (707.0)	人 9 (8)	人 1 (1)	人 231 (205)	人 13 (13)	人 0 (-)	人 256.5 (228.5)	人 185 (171)	人 27 (26)	人 3 (-)	人 213.5 (197.0)		
食料品・たばこ	人 228.5 (213.0)	人 26 (23)	人 5 (7)	人 37 (36)	人 3 (5)	人 0 (-)	人 95.5 (91.5)	人 4 (3)	人 1 (0)	人 79 (76)	人 11 (11)	人 0 (-)	人 93.5 (87.5)	人 32 (25)	人 7 (9)	人 1 (-)	人 39.5 (34.0)		
繊維工業	人 28.0 (30.5)	人 5 (5)	人 0 (1)	人 3 (5)	人 1 (1)	人 1 (-)	人 14.0 (16.5)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 9 (7)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 11.0 (9.0)	人 3 (5)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 3.0 (5.0)		
木材・家具	人 15.0 (21.0)	人 1 (2)	人 1 (0)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 9.0 (10.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (8)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 2.0 (8.0)	人 2 (1)	人 2 (2)	人 0 (-)	人 4.0 (3.0)		
パルプ・紙・印刷	人 16.0 (26.0)	人 4 (6)	人 0 (0)	人 3 (6)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 11.0 (18.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 2.0 (3.0)	人 2 (4)	人 1 (1)	人 0 (-)	人 3.0 (5.0)		
化学工業	人 108.5 (105.0)	人 15 (17)	人 2 (1)	人 24 (20)	人 0 (0)	人 1 (-)	人 56.5 (55.0)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 19 (16)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 21.0 (20.0)	人 31 (30)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 31.0 (30.0)		
窯業・土石	人 34.0 (33.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 17 (17)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 19.0 (19.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 9 (6)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 9.0 (6.0)	人 5 (7)	人 1 (1)	人 0 (-)	人 6.0 (8.0)		
鉄鋼	人 2.0 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 2.0 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 0.0 (0.0)		
非鉄金属	人 15.0 (15.0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 11.0 (11.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 2.0 (1.0)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 2.0 (3.0)		
金属製品	人 72.0 (74.0)	人 14 (16)	人 0 (0)	人 16 (15)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 44.0 (47.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 12 (7)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 14.0 (9.0)	人 13 (15)	人 1 (3)	人 0 (-)	人 14.0 (18.0)		
電気機械	人 262.0 (239.5)	人 58 (54)	人 1 (0)	人 80 (84)	人 1 (1)	人 0 (-)	人 197.5 (192.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 19 (16)	人 0 (2)	人 0 (-)	人 19.0 (17.0)	人 39 (27)	人 6 (3)	人 1 (-)	人 45.5 (30.0)		
その他機械	人 263.0 (255.5)	人 61 (62)	人 2 (1)	人 51 (50)	人 1 (1)	人 0 (-)	人 175.5 (175.5)	人 1 (1)	人 0 (1)	人 47 (42)	人 2 (0)	人 0 (-)	人 50.0 (45.0)	人 30 (32)	人 7 (3)	人 1 (-)	人 37.5 (35.0)		
その他	人 132.0 (118.0)	人 20 (20)	人 3 (4)	人 27 (24)	人 2 (2)	人 0 (-)	人 71.0 (69.0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 31 (23)	人 0 (0)	人 0 (-)	人 33.0 (23.0)	人 26 (22)	人 2 (4)	人 0 (-)	人 28.0 (26.0)		

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年 度		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
企業数		1, 125	1, 131	1, 153	1, 182	1, 292	1, 317	1, 289	1, 325	1, 321	1, 366	1, 466
雇用状況 (人)	常用労働者数	169, 741.5	172, 027.5	173, 634.0	185, 250.5	191, 304.0	193, 167.0	193, 123.0	192, 911.5	192, 544.5	198, 318.5	202, 886.5
	障害者数	3, 625.0	3, 774.5	3, 796.5	4, 145.0	4, 299.5	4, 483.5	4, 534.5	4, 654.5	4, 756.5	5, 007.0	5, 261.5
雇用率 (%)	熊本県	2.14	2.19	2.19	2.24	2.25	2.32	2.35	2.41	2.47	2.52	2.59
	全 国	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25	2.33	2.41
達成企業の割合 (%)	熊本県	52.7	56.3	57.4	58.9	55.0	56.9	58.8	56.5	57.3	59.4	53.1
	全 国	44.7	47.2	48.8	50.0	45.9	48.0	48.6	47.0	48.3	50.1	46.0

注 1 法定雇用率の推移

昭和62年以前～1.5%、昭和63年4月～1.6%、平成10年7月～1.8%、平成25年4月～2.0%、平成30年4月～2.2%、令和3年3月～2.3%の法定雇用率となっている
令和6年4月～2.5%の法定雇用率となっている

2 算定対象となる障害者の推移

～昭和62年 …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者

平成5年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者
（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者は1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年～ …… 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

3 調査対象企業の推移

昭和63年～ …… 常用労働者数63人以上規模の企業

平成11年～ …… 常用労働者数56人以上規模の企業

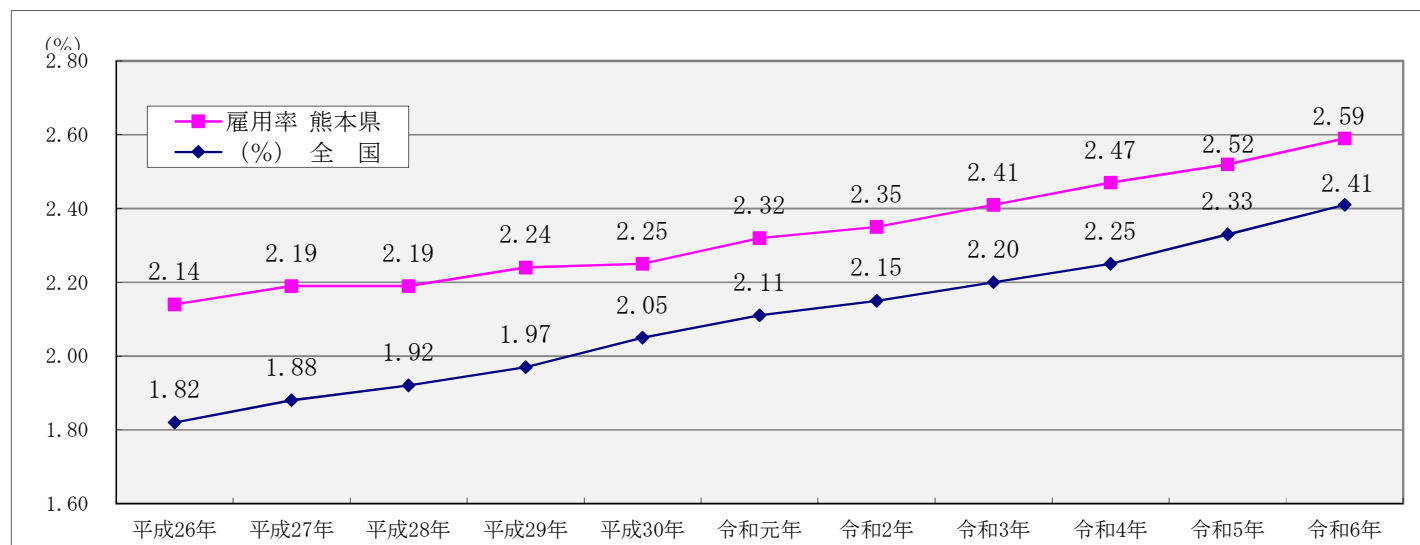
平成25年～ …… 常用労働者数50人以上規模の企業

平成30年～ …… 常用労働者数45.5人以上規模の企業

令和3年～ …… 常用労働者数43.5人以上規模の企業

令和6年～ …… 常用労働者数40.0人以上規模の企業

民間企業の障害者実雇用率の推移



詳細表

2 地方公共団体の機関における在職状況

(1) 地方公共団体の機関（熊本県全体）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数					F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分(注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)					
計	74	43,606.5	262	129	487	96	4	1,190.0	124.0	2.7%	47	63.5%
県の機関 (法定雇用率2.8%)	5	5,421.5	40	27	61	6	0	171.0	9.5	3.15%	5	100.0%
市町村 (教育委員会含む、法定雇用率2.8%)	64	21,448.0	113	33	279	38	1	557.5	52.5	2.60%	39	60.9%
都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.7%)	2	13,483.5	73	68	124	52	1	364.5	46.5	2.70%	1	50.0%
特殊法人 (法定雇用率2.8%)	3	3,253.5	36	1	23	0	2	97.0	15.5	2.98%	2	66.7%

[2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

6 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数					g. うち新規雇用分(注5)	③ 知的障害者の数					g. うち新規雇用分(注5)	④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)		f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)		e. 重度知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	1,190.0	239	49	291	70	2	854.0	46.5	23	1	30	26	0	90.0	9.0	166	79	2	246.0	68.5
県の機関 (法定雇用率2.8%)	171.0	40	12	44	5	0	138.5	2.0	0	0	0	1	0	0.5	0.5	17	15	0	32.0	7.0
市町村 (教育委員会含む、法定雇用率2.8%)	557.5	113	16	184	32	1	442.5	25.5	0	0	6	6	0	9.0	1.0	89	17	0	106.0	26.0
都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.7%)	364.5	71	21	54	33	1	234.0	12.0	2	1	23	19	0	37.5	3.5	47	46	0	93.0	31.0
特殊法人 (法定雇用率2.8%)	97.0	15	0	9	0	0	39.0	7.0	21	0	1	0	0	43.0	4.0	13	1	2	15.0	4.5

[2(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

6 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。

7 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 熊本県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
機関計	5 (4)	5,421.5 (5,360.5)	40 (39)	27 (27)	61 (60)	6 (6)	0 (—)	171.0 (168.0)	9.5 (8.0)	3.15% (3.13)	5 (4)	100.0% (100.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
機関計	171.0 (168.0)	40 (39)	12 (15)	44 (45)	5 (6)	0 (—)	138.5 (141.0)	2.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (—)	0.5 (0.0)	0.5 (0.0)	17 (15)	15 (12)	0 (—)	32.0 (27.0)	7.0 (5.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
市町村の機関	64 (63)	21,448.0 (20,986.5)	113 (109)	33 (30)	279 (269)	38 (41)	1 (-)	557.5 (537.5)	52.5 (66.0)	2.60 (2.56)	39 (48)	60.9 (76.2)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d. 重度以外の身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	d. 重度以外の知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
市町村の機関	557.5 (537.5)	113 (109)	16 (16)	184 (186)	32 (34)	1 (-)	442.5 (437.0)	25.5 (44.5)	0 (0)	0 (0)	6 (8)	6 (7)	0 (-)	9.0 (11.5)	1.0 (0.5)	89 (75)	17 (14)	0 (-)	106.0 (89.0)	26.0 (21.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外 身体障害者及 び知的障害者 である短時間 勤務職員 (注3)	E. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある特定短時 間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D +E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用 分(注4)
機関計	機関 2 (2)	13,483.5 (13,487.0)	73 (72)	68 (79)	124 (129)	52 (49)	1 (-)	364.5 (376.5)	46.5 (45.0)	2.70 (2.79)	機関 1 (2)	50.0 (100.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障 害者 (注4)	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務 員(注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間 勤務職員(注4)	e. 重度身体 障害者である 特定短時間 勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d +e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用 分(注5)	a. 重度知的障 害者 (注4)	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務 員(注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間 勤務職員(注4)	e. 重度知的 障害者である 特定短時間 勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d +e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用 分(注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員 (注4)	e. 精神障害者 である特定短 時間勤務職員 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用 分(注5)
機関計	364.5 (376.5)	71 (71)	21 (28)	54 (59)	33 (31)	1 (-)	234.0 (244.5)	12.0 (20.5)	2 (1)	1 (1)	23 (27)	19 (18)	0 (-)	37.5 (39.0)	3.5 (4.5)	47 (43)	46 (50)	0 (-)	93.0 (93.0)	31.0 (20.0)

注 2(1)②の表と同じ

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ うち新規雇用分(注4)	⑤ 法定雇用率	⑥ 法定雇用率達成法人の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である特定短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				
法人計	3 (3)	3,253.5 (3,242.0)	36 (34)	1 (1)	23 (18)	0 (0)	2 (-)	97.0 (87.0)	15.5 (4.0)	2.98 (2.68)	2 (3)	66.7 (100.0)

[3①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	③ 知的障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	
法人計	97.0 (87.0)	15 (15)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	0 (-)	39.0 (38.0)	7.0 (3.0)	21 (19)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (-)	43.0 (39.0)	4.0 (1.0)	13 (9)	1 (1)	2 (-)	15.0 (10.0)	4.5 (0.0)

[3②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③d欄の重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

4 公的機関の状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,421.5	171.0	3.15	0.0	
熊本県知事部局	4,769.5	147.0	3.08	0.0	
熊本県企業局	45.5	3.0	6.59	0.0	
熊本県病院局	57.0	2.0	3.51	0.0	
熊本県警察本部	512.0	18.0	3.52	0.0	
熊本県議会事務局	37.5	1.0	2.67	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村の教育委員会（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	728.5	13.5	1.85	3.5	
水俣市教育委員会	96.0	2.0	2.08	0.0	
菊池市教育委員会	116.5	3.0	2.58	0.0	
山都町教育委員会	81.0	2.0	2.47	0.0	
和水町教育委員会	56.0	1.0	1.79	0.0	
益城町教育委員会	61.5	1.0	1.63	0.0	
御船町教育委員会	84.0	1.5	1.79	0.5	9月1日時点において、障害者の数2.5人、実雇用率2.91%、不足数0.0人となっている。
多良木町教育委員会	42.5	0.0	0.00	1.0	
菊陽町教育委員会	191.0	3.0	1.57	2.0	

注 4(1)の表と同じ

(3) 市町村（教育委員会除く）の機関（法定雇用率2.8%）

		①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合 計		20,719.5	544.0	2.63	45.0	
1	熊本市	5,084.5	138.5	2.72	3.5	特例認定あり（議会事務局含む）注4 9月1日時点において、障害者の数143.5人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。
2	八代市	1,386.5	44.5	3.21		特例認定あり（教育委員会・水道局含む）注4
3	人吉市	405.0	11.0	2.72		特例認定あり（教育委員会含む）注4
4	荒尾市	605.5	12.0	1.98	4.0	特例認定あり（教育委員会・企業局・監査委員事務局含む）注4
5	水俣市	295.5	6.0	2.03	2.0	
6	玉名市	655.5	19.0	2.90		特例認定あり（教育委員会含む）注4
7	天草市	1,191.0	36.0	3.02		特例認定あり（教育委員会含む）注4
8	山鹿市	740.0	20.5	2.77		特例認定あり（教育委員会含む）注4
9	菊池市	505.0	14.0	2.77		
10	宇土市	393.0	10.5	2.67	0.5	特例認定あり（教育委員会・監査委員事務局含む）注4 11月1日時点において、障害者の数11.0人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。
11	上天草市	540.0	9.0	1.67	6.0	特例認定あり（教育委員会含む）注4
12	宇城市	529.0	14.5	2.74		特例認定あり（教育委員会・議会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局含む）注4
13	合志市	505.5	15.5	3.07		特例認定あり（教育委員会含む）注4
14	阿蘇市	360.5	9.0	2.50	1.0	特例認定あり（水道局、教育委員会含む）注4 10月1日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。
15	美里町	146.0	4.0	2.74		
16	玉東町	79.5	0.5	0.63	1.5	11月1日時点において、障害者の数2.5人、実雇用率2.99%、不足数0.0人となっている。
17	和水町	198.5	7.0	3.53		
18	南関町	153.5	4.0	2.61		特例認定あり（教育委員会含む）注4
19	長洲町	136.0	8.0	5.88		
20	大津町	362.0	10.5	2.90		特例認定あり（教育委員会含む）注4
21	菊陽町	297.0	5.0	1.68	3.0	
22	南小国町	104.0	2.0	1.92		
23	小国町	122.0	3.0	2.46		
24	産山村	66.0	0.0	0.00	1.0	10月1日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率1.44%、不足数0.0人となっている。
25	高森町	191.0	4.0	2.09	1.0	10月1日時点において、障害者の数5.0人、実雇用率2.62%、不足数0.0人となっている。
26	南阿蘇村	145.0	3.0	2.07	1.0	
27	西原村	117.5	2.0	1.70	1.0	
28	御船町	216.5	6.0	2.77		
29	嘉島町	130.5	3.0	2.30		
30	益城町	334.0	4.5	1.35	4.5	
31	甲佐町	120.0	0.0	0.00	3.0	
32	山都町	311.5	9.0	2.89		
33	氷川町	226.5	7.0	3.09		
34	芦北町	208.0	5.0	2.40		
35	津奈木町	100.5	5.0	4.98		
36	錦町	150.0	5.0	3.33		
37	あさぎり町	209.0	3.0	1.44	2.0	12月1日時点において、障害者の数5.0人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。
38	多良木町	113.0	3.0	2.65		
39	湯前町	60.0	3.0	5.00		
40	水上村	53.0	1.0	1.89		
41	相良村	60.5	3.0	4.96		
42	五木村	54.0	0.0	0.00	1.0	
43	山江村	87.0	2.0	2.30		
44	球磨村	119.5	4.0	3.35		
45	荅北町	80.5	1.0	1.24	1.0	
46	熊本市交通局	73.5	3.0	4.08		
47	熊本市上下水道局	442.5	12.5	2.82		
48	熊本市病院局	446.0	12.0	2.69		
49	荒尾市民病院	301.5	8.0	2.65		
50	天草市病院事業部	247.5	4.0	1.62	2.0	
51	山鹿市民医療センター	189.5	4.0	2.11	1.0	
52	阿蘇医療センター	94.5	2.0	2.12		
53	和水町立病院	59.5	0.0	0.00	1.0	10月30日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率1.53%、不足数0.0人となっている。
54	上天草総合病院	154.0	5.0	3.25		
55	国保水俣市立総合医療センター	428.5	8.0	1.87	3.0	
56	球磨郡公立多良木病院企業団	334.0	8.0	2.40	1.0	

注 4 (1)の表と同じ

(4) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	13,483.5	364.5	2.70	16.0	
熊本県教育委員会	9,495.0	273.5	2.88	0.0	
熊本市教育委員会	3,988.5	91.0	2.28	16.0	

注 4(1)の表と同じ

(5) 独立行政法人等（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3,253.5	97.0	2.98	0.5	
国立大学法人熊本大学	2,551.0	78.5	3.08	0.0	
地方独立行政法人くまもと県北病院	579.0	15.5	2.68	0.5	10月28日時点において、障害者の数16.0人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。
公立大学法人熊本県立大学	123.5	3.0	2.43	0.0	

注 4(1)の表と同じ